

# 【特例貸付】主に失業された方等向け(総合支援資金)※総合支援資金のうち、生活支援費

## 制度の概要

### ■ 基礎的条件

生計中心者がこれまで継続した就労により収入を得て、その収入で生計を維持してきたが、生計中心者の離職等により困窮し、立て直しのために一時的な貸付をすることで解決・自立できる世帯へ貸付をします。

### ■ 自立相談支援機関との連携

本人から同意を得て、相談時に得た情報について自立相談支援機関と情報を共有しながら、貸付の可能性、支援の方向性を検討していきます。

### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、申請の対象となります。

### ■ 貸付上限額

(二人以上)月 20 万円以内

(単身)月 15 万円以内

貸付期間:原則 3 月以内

### ■ 据置期間

1 年以内

## ■ 償還期限

10 年以内

## ■ 貸付利子

無利子

下記のようなケースでは、審査の結果、貸付不承認となる場合があります。

- 就労期間や就労収入等、根拠が書類で確認できない場合
- 就労収入が著しく低く生計を維持できていたとみなされない場合
- 債務過多、公共料金や税金の滞納が就労期間中より既に発生している場合
- 就労収入以外に親など他からの支援や、公的給付等を受けることで生計を維持していた場合
- 短期間の就労を繰り返している場合
- 自己都合退職での離職を繰り返している場合
- 離職後、相当期間を経ているが、その間の生計を維持していた経緯が把握できない場合

※これら以外にも自立・償還が見込めないと判断される場合には貸付不承認となります。

## ■ 必要書類

借入申込に際し、次の【全ての書類】が必要となります。

※記載しているもの以外に、別途書類の提出を求めることがあります。

## ■ 借入申込者本人・住所等確認のための書類

運転免許証

住民票(世帯状況を確認できるもの)

※登録が居住地と異なっている場合は、変更手続きを行っていただきます。

健康保険証

雇用保険受給資格証

その他( )

## 借入申込者本人の通帳

世帯の状況が明らかになる書類(過去 2 から 3 年分)

### ■ 世帯収入に関する書類

確定申告書

源泉徴収票

給与支払明細票等

納税証明書

滞納明細書

健康保険料納付状況証明書

未納明細書

その他( )

### ■ 失業することが明らかになる書類

個人事業の廃業届

離職票

雇用保険受給資格証

退職辞令

### ■ 債務等がわかる書類

借入契約書

請求書

督促状

免責決定通知書

### ■ その他

家計支出等のわかる書類(領収証・納付書等)

## 自立に向けた取組みの書類

### ■ 求職活動等の自立に向けた取組みについての計画書

自立計画(借入申込者記入)

自立に向けた支援計画(自立支援機関作成)

### ■ 現在の求職状況が明らかになる書類

ハローワークカード

面接通知

職業相談確認票

### ■ その他(必要に応じて)

技能習得等を証する書類

## 雇用保険、雇用施策の利用状況を証する書類

- 求職申込み・雇用施策利用状況確認票

## 住宅確保給付金に関する書類

- 住居確保給付金実施主体から交付されたものの写し
- 生活困窮者住宅確保給付金支給申請書(受領印のあるものの写し)
- 入居住宅に関する状況通知書(写)
- 住宅確保給付金支給決定通知書(写)

## その他社会福祉協議会が必要とする書類

- ※連帯保証人が必要な場合は、連帯保証人に関する書類が別途必要となります。
- ※総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。